

志免町議第355号
令和7年12月11日

志免町長 世利 良末 殿

志免町議会

議長 丸山卓嗣

厚生建設常任委員会

委員長 小森弘美

志免町における防犯灯の維持管理に関する提言

1 提言

① 町と町内会の費用負担割合の見直し

防犯灯の設置費用及び維持費について、道路灯等との管理構造の違いを踏まえ、町内会の過度な負担を軽減するため、町の負担割合の拡充や補助制度の改善など、負担の適正化を検討されたい。

② 管理方式の見直しに向けた段階的な検討

道路灯は町管理であり、防犯灯と目的や機能が類似する面も多いことから、管理方式の整合性確保が必要である。

財政負担、地域自治への影響、迅速な対応体制の確保を含めた多角的な観点から、防犯灯について、今後、町が主体となる管理方式への段階的移行も含めた複数の選択肢を比較・検討されたい。

③ LED防犯灯更新に関する効率的な実施方法の検討

更新時期を迎えるLED防犯灯について、町における一括発注・共同調達など、スケールメリットを活かした効率的な整備方法を検討されたい。

これにより、費用削減と管理効率の向上が期待される。

今後の住民サービスの在り方として、防犯灯の設置、維持管理を町内会の財源に依存するのではなく、町が主体性をもって、実施すべき基礎的な公共サービスと位置付け、持続可能な管理体制への移行に向け取り組むべきと考え、以上のことを持言する。

2 経緯

近年、全国的な町内会加入率の低下に伴い、町内会が担ってきた公共的役割の維持が困難になりつつある。

志免町においても同様の傾向が見られ、防犯灯の設置費や維持管理に関する町内会負担の公平性、持続可能性について多くの議員から問題提起がなされてきた。

こうした背景を踏まえて、厚生建設常任委員会では、本件を喫緊の検討事項と位置づけ、町内会が設置・維持管理する防犯灯等の現状と課題について調査・協議を進めてきた。

3 現状

1. 志免町には、防犯灯・道路灯・商業灯の3種類の照明設備が設置されているが、道路灯は町が、商業灯は商工会が管理している一方で、防犯灯のみ町内会が設置・維持管理の主体となっている。
2. 防犯灯の設置費用は1基あたり約55,000円であり、町補助は11,500円にとどまり、残額を町内会が負担している。
3. 電気料金などの維持費についても町が3分の2を補助し、3分の1を町内会が負担している。
4. 町内会加入率は年々低下しており、結果として少数の加入者に費用負担が偏る状況が生じ、町内会による継続的管理に大きな懸念がある。
5. 現在設置されているLED防犯灯は設置から約10年が経過し、近い将来更新時期を迎える。